

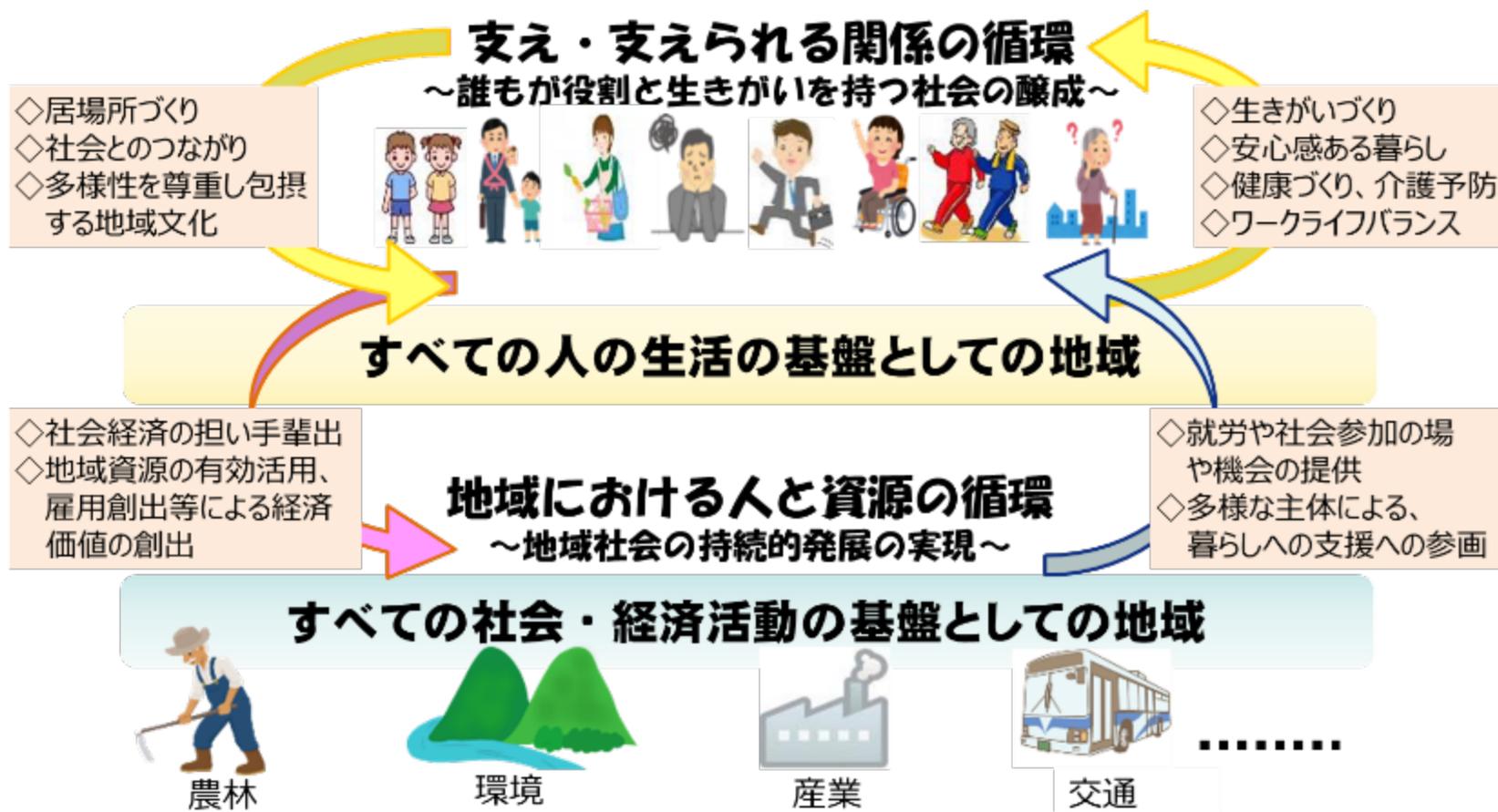
地域共生社会 — 包括的な支援体制の整備 — 手段としての重層的支援体制整備事業

厚生労働省 社会・援護局

地域福祉課 地域共生社会推進室

地域共生社会の実現に向けて

現状	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支え合いの基盤も弱まっている。 ○ 加えて、多くの地域では、社会経済の担い手も減少しており、地域社会そのものの存続も危ぶまれている。
目指すべき社会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活における人と人とのつながりを再構築し、誰もが役割と生きがいを持ち、互いに支えたり、支えられたりする関係が循環する地域社会 ・ 社会・経済活動の基盤として、人と資源が循環し、地域での生活を構成する幅広い関係者による参加と協働により、持続的発展が期待できる地域社会 <p>の2つの視点からなる、「地域共生社会」の実現を目指す。</p>



地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 以下、3点の機能を有する体制

- ①地域住民同士が支え合う機能
- ②支援関係機関が連携して支援を行う機能
- ③地域住民と支援関係機関をつなぐ機能

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

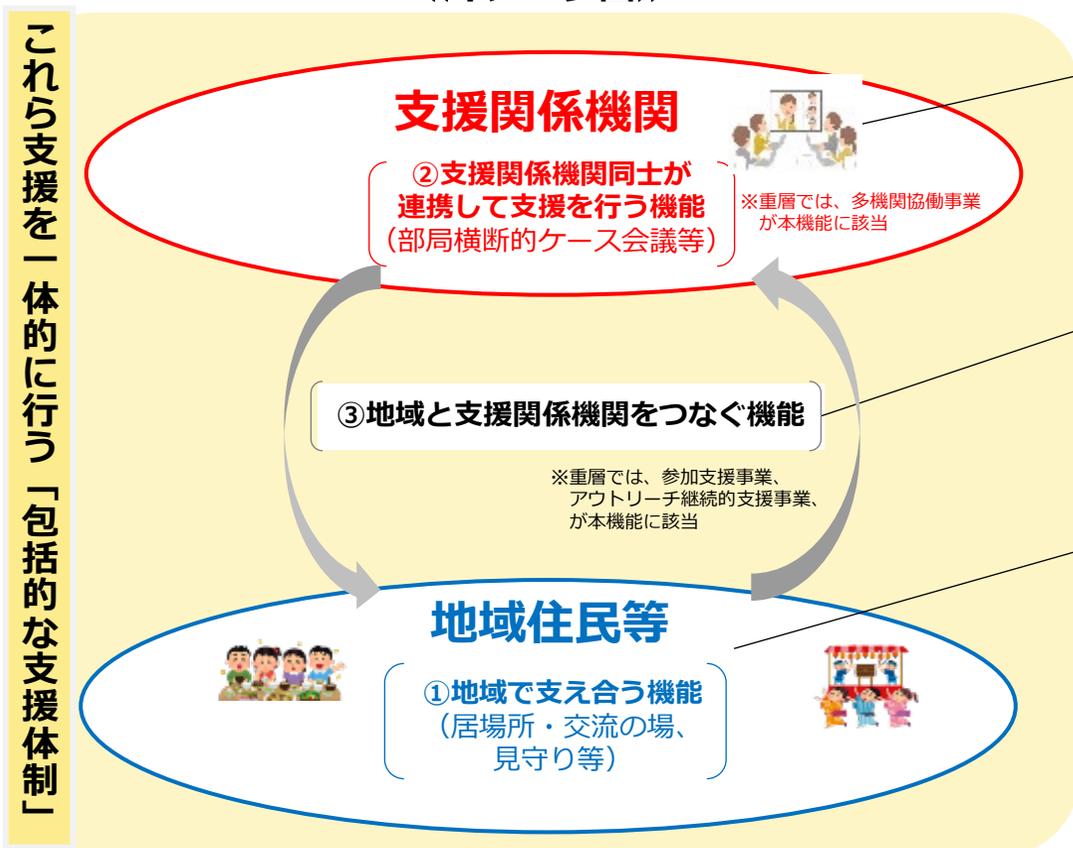
包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国473箇所(R7年度予定))

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
 (※) 社会福祉法第106条の3 柱書の規定
 市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3 第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3 第1項第1号・2号前段

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項） 支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）
 (注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

重層的支援体制整備事業

令和7年度当初予算 【包括的相談支援事業】 496億円 (374億円)
 【地域づくり事業】 167億円 (116億円)
 【多機関協働事業等】 56億円 (53億円)

※ ()内は前年度当初予算額
 ※ 令和6年度補正予算額：2億円

1 事業の目的

- 社会福祉法第106条の3において、市町村は「地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）」の整備に努めることとされている。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備する手段の1つとして、令和2年社会福祉法改正により創設。
 ⇒ これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野で実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応できなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」ことを目的とする。

2 事業の概要（以下の全ての取組を実施）

包括的相談支援事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく相談支援事業を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止める。

介護	地域包括支援センターの運営	子ども	利用者支援事業
障害	障害者相談支援事業	困窮	自立相談支援事業

地域づくり事業

- 介護、障害、子ども・子育て、生活困窮の各法に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備等を行う。

介護	一般介護予防事業及び生活支援体制整備事業	子ども	地域子育て支援拠点事業
障害	地域活動支援センター事業	困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業

多機関協働事業等

- 単独の相談支援機関では対応が難しい者へのアセスメントや支援プラン作成、重層的支援会議の開催による関係機関の役割分担・支援の方向性の共有等を行う。（多機関協働事業）
- 制度の狭間にいる者、支援が届いていない者、関係機関等からの情報をもとに把握した者等への継続的な訪問支援等を行う。（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
- 社会とのつながりが希薄化している者に対し、本人のニーズを踏まえた社会資源とのマッチングや支援メニューの開拓等を行う。（参加支援事業）

3 実施主体等

実施主体

市町村

負担割合

- ・ 多機関協働事業等について、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- ・ 包括的相談支援事業及び地域づくり事業については、各法に基づく補助率・負担額を維持

実施市町村数

- ・ 令和3年度：42
- ・ 令和4年度：134
- ・ 令和5年度：189
- ・ 令和6年度：346
- ・ 令和7年度：473（予定）

重層的支援体制整備事業を構成する事業（社会福祉法第106条の4第2項）

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス①（指針の規定）

- 指針において、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを規定。
- あわせて、事業開始後も支援体制全体の状況把握や地域分析の上で、意見交換を継続し、見直しを図っていく重要性も規定。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

二 包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセス

重層的支援体制整備事業を実施する際には、市町村は、当該事業の下での体制整備の方針や、体制整備を進める際の具体的な工程等について、地域住民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが重要である。このため、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等が求められる。また、重層的支援体制整備事業開始後も支援体制全体の状況の把握や地域分析を随時実施し、それらをもとに支援関係機関等での議論や意見交換を継続し、より適切な支援体制の整備を目指して見直しを行っていくことも必要である。当該支援体制の見直しに当たっては、第五の三の重層的支援体制整備事業実施計画の見直しと併せて実施し、計画上で「見える化」を図ることも効果的である。

三 重層的支援体制整備事業実施計画

実施市町村は、法第百六条の五の規定に基づき、本指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画(法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。以下同じ。)を策定するよう努めることとされている。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、包括的な支援体制の整備に向けた各実施市町村の方針について、地域住民や支援関係機関と議論を行うプロセスに意義があることから、重層的支援体制整備事業実施計画の策定過程を通じ、地域住民が抱える課題を踏まえ、地域住民や支援関係機関と議論を行い、事業実施の理念や目指すべき方向性についての認識の共有を図ることが重要である。

また、重層的支援体制整備事業に対する補助は、既存事業に係る国及び都道府県の補助を交付金として一体で交付することとしているが、当該交付金を適切に執行するためにも、各分野の支援関係機関が事業実施に関して共通の認識を持った上で重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、当該計画に基づく事業実施を行い、評価・検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うといったPDCAを実施することが重要である。

このように、重層的支援体制整備事業実施計画は、法律上は実施市町村の努力義務とされているが、本指針の内容及び策定ガイドラインの内容を十分踏まえ、策定を進めることが望ましい。

○ 重層的支援体制整備事業実施要綱において、同事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを明示。

1. 重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

・ 重層的支援体制整備事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。他方、このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。

- ・ 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまう、連携・協働の体制として発展していかない。
- ・ 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない。

・ 重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。

・ 各市町村における重層事業の担当部署・担当者は、既存の支援の関係機関等を支援するいわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要。全ての市町村では、こうした点を十分に認識し、庁内における組織的な検討作業、庁外の関係者との関係性づくりのいずれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

2. 重層的支援体制整備事業実施に向けて必要なプロセス

（1）なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要。このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、庁内外で理解を得ておくことが必要である。

（2）「重層的」な取組を行うことの合意

体制を構築するためには、まずは庁内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があり、これを经ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

- ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ 各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

（3）事業のデザイン

重層事業は、（1）及び（2）のような観点を踏まえた上で、地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的に事業を「デザイン」することが必要である。

- ・ 庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
- ・ 「わがまち」の強みや、今後活かせるような社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでのどのような取組が可能か

3. 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業実施に向けたプロセス

- 複数の自治体から、
 - ・ 住民等のニーズ把握といったプロセスを経ずに、近隣市町村の動向等から開始した
 - ・ そうした指摘に対して、重層的支援体制整備事業の方が財政的な支援があるため、実施しない理由が説明できなかった という意見があった。
- また、住民や地域の関係機関等との対話を重ねる中で、既存の仕組みを活用して包括的な支援体制の整備を目指すこととして、重層的支援体制整備事業は実施しないこととしたという意見があった。

1	重層事業を開始した理由は、議会からの質問、市長や幹部からの指示、近隣市町村が始めたことである場合が多いように思う。
2	重層事業を開始するきっかけは、議会から質問があった、近隣市町村が始めた、実施しない理由が説明できなかった、包括的な支援体制をどのように整備してよいかわからず取りあえず重層事業を始めたという場合が多い。
3	重層事業が創設された際、市町村は「重層事業で実施するように言われたことは今までも行っていたことであり、これ以上何をするのか」という反応だった。しかし、実際議会から問われると実施しない理由が説明できず、実施した方がいろいろなツールが手に入るし、これまで実施してきたことをベースに開始することができるので、実施しようかという反応に変わっていった。
4	包括的な支援体制の整備を行うにあたり、同体制を1から作ろうとはしなかった。先行している地域包括ケアシステムを活かさない手はないし、困窮制度がベースにあるべきと考えたので、地域支援事業と生活困窮者自立支援制度を活用することにした。
5	もともとは地域包括ケアシステムの構築に力を入れていた。総合事業や生活支援体制整備事業の開始をきっかけに、地域のあらゆる社会資源とつながりながら、高齢者を元気にするまちづくりに力を入れていたが、地域住民の活動拠点整備に係る検討をきっかけに、全世代型施策に転向し、地域共生社会の実現を目指すことにした。
6	市民から福祉の総合相談窓口を設置してほしいとの声を受けて、まず地域福祉計画の策定に係る検討の中で、分野横断的な相談支援を行う「機能」で対応する方針を決めた。その上で相談支援総合調整会議を立ち上げ、部課長級、係長等担当者級でそれぞれ検討の場を設けて支援を行う体制を構築してきた。この経緯が、重層事業を始めるにあたっての庁内調整がスムーズできた理由だと思う。
7	3、4年前、全ての地域包括支援センターのブランチにヒアリングを行い、その中で全世代型の相談支援を目指すべきとの声が上がった。その後も地域の事業者との対話を重ねる中で、自然発生的に包括的な相談支援の体制づくりが進められてきた。

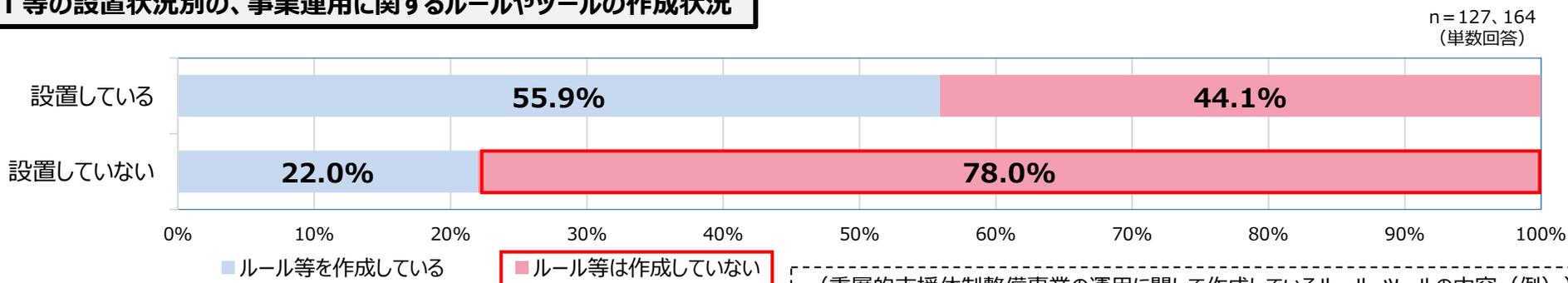
重層的支援体制整備事業 実施にあたっての市町村の取組

- 令和3年度又は4年度に重層事業又は重層事業への移行準備事業を実施していた市町村における、重層事業実施に向けた準備を行うプロジェクトチームやワーキングチーム等の設置状況をみると、「設置していない」は56.4%であった。
- また、プロジェクトチームやワーキングチーム等を設置している市町村が、同事業の運用に関するルールやツールの作成率が高く、設置していない市町村の78.0%がルール等の作成はしていなかった。

重層的支援体制整備事業実施に向けた準備を行うPT等の設置状況



PT等の設置状況別の、事業運用に関するルールやツールの作成状況



(重層的支援体制整備事業の運用に関して作成しているルール・ツールの内容(例))

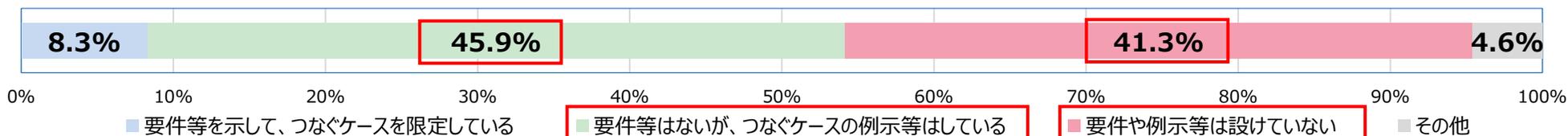
- ・ 事業の全体像や支援の流れを説明した図
- ・ 相談受付・連携シート
- ・ 事務マニュアル、関係機関リスト
- ・ 多機関協働/重層的支援会議・支援会議に関するルール
- ・ 多機関協働事業の対象とするケースの基準

多機関協働事業の運用状況

- 令和4年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村における、多機関協働事業につなぐケースの要件や例示等の設定状況を見ると、「要件等はないが、つなぐケースの例示等はしている」が最も多く（45.9%）、次いで「要件や例示等は設けていない」が多かった（41.3%）。
- また、「多機関協働事業で想定していないケースがあがってくる」、「多機関協働事業者のみにケースを任せきりにされてしまう」に「とてもあてはまる」「ややあてはまる」と回答した市町村も一定数存在し、多機関協働事業で想定されている役割を超えて、運用されているケースも想定される。

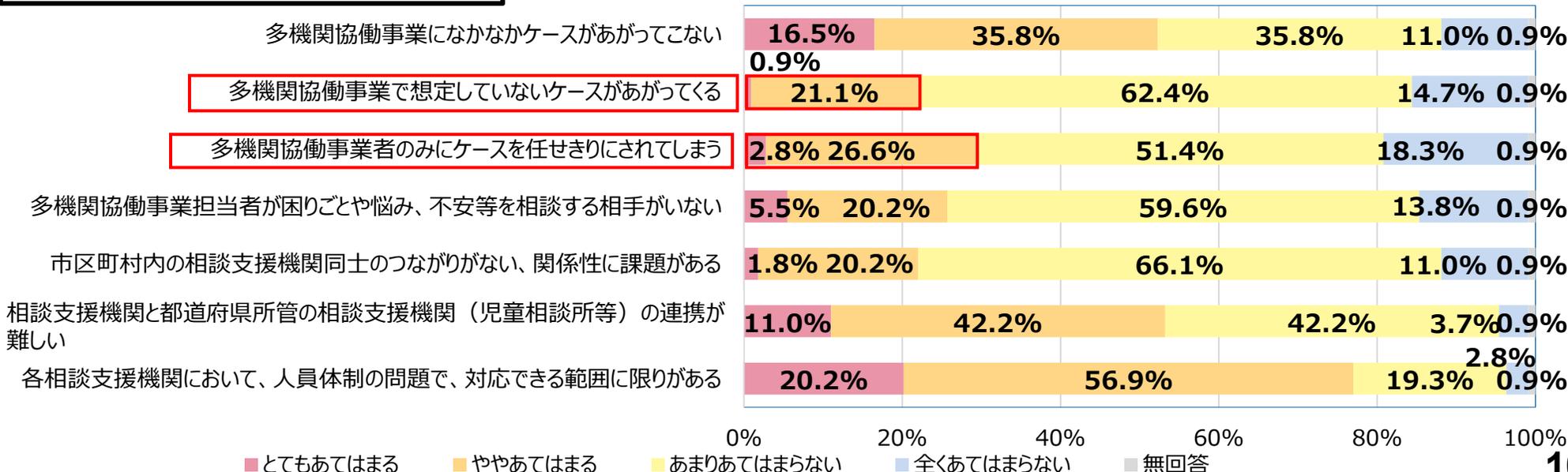
多機関協働事業につなぐケースの要件や例示等の設定状況

n = 109 (単数回答)



多機関協働事業を実施する上での課題

n = 109 (単数回答)



予算執行調査の反映状況

「予算執行調査の反映状況」(令和7年度予算政府案)
(令和7年1月財務省主計局) 抜粋

令和6年度は31件の調査を実施。調査結果を踏まえ、事業等の必要性、有効性及び効率性について検証を行い、的確に反映。

◆主な反映状況の具体例

(5) 地域課題解決のためのスマートシティ推進事業 (総務省：一般会計)

【反映額：▲3億円】

<事業の概要>

防災、少子高齢化、過疎化、地域活性化、安心・安全なまちづくりなどの地域課題を、デジタル技術やデータを活用することで、より効率的・効果的に解決することを目指す、「スマートシティ」の取組を支援するものである。(補助対象：自治体、自治体と連携する民間団体等、補助率：1/2)

本事業が目指す「スマートシティ」は、地域間や分野間で官民が相互に連携させることで、より効率的・効果的なサービスの提供を可能とし、地域課題解決に役立てようとする取組である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 本事業によるスマートシティで提供されるサービスには、住民ニーズが低いものや、「スマートシティ」でなくても提供可能なものが含まれている。
- データ連携が進まない結果、サービスが充実しないため住民の利用も進まず、関係者の理解も進んでいない状況にある場合が多いことを踏まえると、本事業を継続しても「スマートシティ」は実現されないと考えられる。
- したがって、本事業は廃止すべきである。データ連携基盤を含むICTインフラの導入を支援する際には、ICTインフラの導入ありきではなく、どのように課題を効率的・効果的に解決するのかについて、十分に検討することが求められる。

反映の内容等

- 地域課題の解決や地域活性化のため、デジタル技術やデータの活用によって新たな価値を創出するデータ利活用型のスマートシティ推進事業を平成29年度から実施してきたものの、**予算執行調査における指摘等を踏まえ、令和6年度で本事業の予算措置を終了することとした。**
- なお、スマートシティの実現を目指す自治体等に対しては、これまでに実施したスマートシティ関連事業の周知・広報等の情報提供や助言等を行う。

(15) 重層的支援体制整備事業 (厚生労働省：一般会計)

【反映額：▲10億円】

<事業の概要>

介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援及び地域づくりを行う既存事業の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援といった新たな機能を追加し、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援を実施する事業である。

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 自治体が効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、厚生労働省は、**実態把握と効果検証を行った上で、業務フローを確立する観点から、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを自治体へ明確に示すべき。**
- 補助体系について、現行の人口規模のみに応じた補助から、**支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助へ改めるべき。**
- 今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの自治体は**予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき。**

反映の内容等

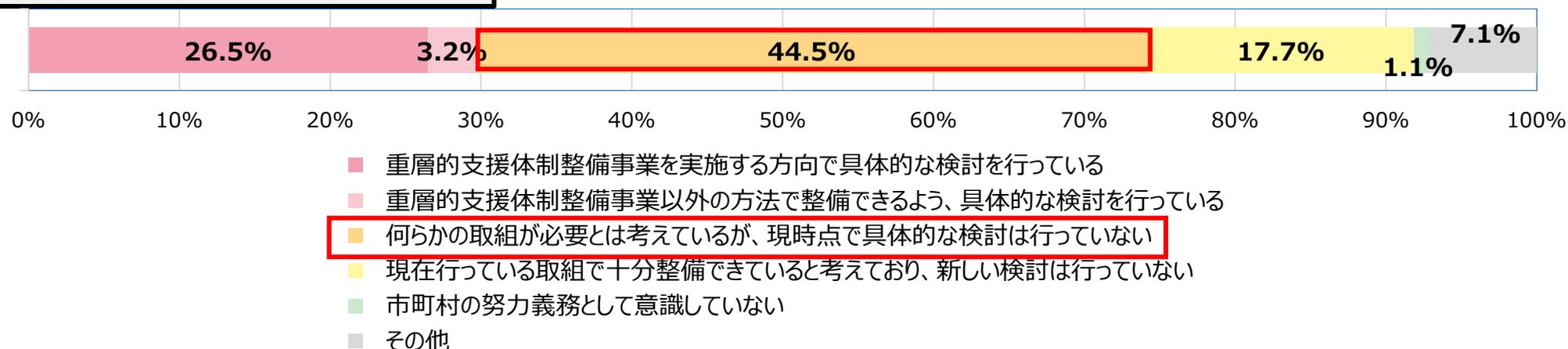
- 厚生労働省において、多機関協働事業等の補助基準額の算定基礎となる支援員数について、**人口規模毎の配置状況及び支援実績を踏まえたものとするなどとし、基本基準額の見直しを行った。**
- 厚生労働省において、多機関協働事業等を含め、**重層的支援体制整備事業の質の向上及び持続可能な制度としていくための方策等について、「地域共生社会の在り方検討会議」で議論を行っており、令和7年夏を目途に取りまとめを行う予定である。今後、同検討会議の取りまとめを踏まえ、支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方、調査研究事業等により事業実施の必要性の判断方法等を検討し、自治体に対してこれらに係る助言・指導・提示等を行うこととした。**

市町村における包括的な支援体制整備の検討状況（重層事業未実施市町村）

- 重層的支援体制整備事業未実施市町村における、包括的な支援体制の整備に向けた考え方をみると、「重層的支援体制整備事業を実施する方向で具体的な検討を行っている」が26.5%である一方で、「重層的支援体制整備事業以外の方法で整備できるよう、具体的な検討を行っている」「現在行っている取組で十分整備できていると考えており、新しい検討は行っていない」と回答している約2割の市町村にあつては、重層的支援体制整備事業以外の方法で包括的な支援体制の整備を行うことと想定される。
- 他方、重層事業未実施市町村の約4割の市町村が「何らかの取組が必要とは考えているが、現時点で具体的な検討を行っていない」と回答しており、市町村単独では整備に向けての検討を開始できていないことが想定される。

包括的な支援体制の整備に向けた考え方

n = 283 (単数回答)



【現在行っている取組で十分包括的な支援体制を整備できていると考える理由（重層的支援体制整備事業以外の手法により整備可能と考える理由）】

- 相談を受けた所管で十分に聴き取りを行い、関係所管につないでいるため。
- これまでも、必要に応じケース毎に関係部署・関係機関間で情報共有を行いながら、対応をしてきているため。
- 民生委員や老人クラブ、及び包括支援センター等の団体の協力により見守り活動が行われており、相談事案等があれば随時情報共有し、庁内や医療機関等を交えて対応する協力体制ができているため。
- 生活保護、障害、高齢、介護、子ども、健康保健の担当課が同じフロアで連携できており、必要があれば情報を共有しながら対応しているため。
- 生活困窮者自立支援会議や地域包括ケア会議、要保護児童対策地域協議会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会が主体となった会議体など、既存の枠組みの中で対応できているため。

第2 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について

(1) 現状

- 令和6年6月から実施している「地域共生社会の在り方検討会議」にて、包括的な支援体制の整備／重層的支援体制整備事業に関し、
 - ・ 包括的な支援体制の整備が全ての市町村に努力義務として規定されているものであって、重層的支援体制整備事業は包括的な支援体制の整備のための手段の1つである中で、事業の実施自体が目的化していること
 - ・ 同体制の整備・同事業の実施にあたり、組織的な検討や、地域資源・ニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合があることが論点とされていることは、先般の令和6年度全国厚生労働関係部局長会議で示したとおりである。
- また、包括的な支援体制の整備を行うための手段として、重層的支援体制整備事業が効果的に機能しているか（同事業に対する交付金が効果的に活用されているか）等の観点から、財務省において予算執行調査が行われ、令和6年6月に結果が公表されたところ。
- 同調査では、多機関協働事業等について以下の指摘がなされ、同事業の令和7年度予算案額について、約10億円の減額が行われている。
 - ・ 同事業の支援実績が0件の市町村があったほか、同じ支援実績件数でも市町村により事業費に大きな差が出ていた。
 - ・ 2割程度の市町村が、事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握していなかった。
 - ・ 8割程度の市町村が、同事業の成果を把握するための定量的な目標を設定していなかった。

(2) 令和7年度以降の取組

- 検討会議の論点や予算執行調査での指摘等を踏まえ、次年度以降、以下の取組を行うこととする。

①	包括的な支援体制の整備の考え方の提示	・ 人口減少社会において、包括的な支援体制の整備を行うことの必要性、体制整備という目的に照らして手段を選択することの重要性、地域福祉計画の活用を含め、整備に係る考え方の提示 等
②	重層的支援体制整備事業の適切な運用	・ 既に重層的支援体制整備事業を実施している市町村も含め、実施の必要性の確認 ・ 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し ・ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表／支援実績件数が少ない場合の状況確認 ・ 多機関協働事業等の実施要綱における取扱の明確化（スタートアップに係る支援であることの明確化、多機関協働事業の全部委託禁止、継続的支援事業・参加支援事業の適切な運用） 等
③	重層事業への移行準備事業の適切な運用	・ 重層的支援体制整備事業の実施にあたり必要なプロセスを踏んでいるか等の確認の徹底 等
④	都道府県による後方支援の強化	・ 市町村が目的に照らして手段を選択できるようにするための支援／市町村のニーズを踏まえた支援を行っているかの確認等を含めた、都道府県による後方支援策の強化 等
⑤	市町村の管理職／都道府県への研修	・ 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備手法、政策立案力向上等に係る研修の実施

重層的支援体制整備事業交付金に係る見直し

- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制の整備にあたっての手段の1つでしかないにも関わらず、地域住民を含む関係者等との検討や現状の課題分析が行われることなく、実施が決定され、事業の実施自体が目的となっている状況が見られることを踏まえ、以下の取組を実施する。

1. 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認

- 重層的支援体制整備事業を実施する必要があるか又は実施することによる効果が期待できるかを確認する観点から、重層的支援体制整備事業の実施を希望する全市町村に対し、重層的支援体制整備事業の実施にあたって必要なプロセスを経ているか、重層的支援体制整備事業でなければ解決できない課題等は何か（重層的支援体制整備事業を実施する理由）等が確認できる資料の提出を求める。

2. 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認

- 多機関協働事業等の支援実績件数について、四半期ごとに提出を求めている実績報告の結果を、厚生労働省HPで公表する。
- 支援実績件数が0件である状態が続いている市町村のうち、地域共生社会推進室が必要と判断した市町村に対しては、直接確認を行う。

3. 重層的支援体制整備事業交付金の適正な執行

- 重層的支援体制整備事業は「体制整備」を目的とするものであり、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画等の策定や改定を通じて、いつまでにどのような体制を整備するのか、事業の成果目標や成果指標を設定した上で、「体制整備」を目指すべき事業である。
- このため、重層的支援体制整備事業交付金の交付も、スタートアップ支援としての性格を有するものであり、特に多機関協働事業等に対する交付は、社会福祉法上予算の範囲内で行われることになっており、恒久的な措置とはなっていない。
- 多機関協働事業等に要する費用への交付は、事業開始初期に重点的に行いつつ、一定期間経過時点においては、交付終了又はそれ以降の交付は必要な費用に限定して行うものであることに留意すること。（具体的な期間や一定期間終了後の支援の方策については、令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の交付に際して提示する。）
- また、重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に定めるとおり、相談支援・地域づくり・参加支援に係る事業を一体的に実施することで、地域生活課題に対する支援体制等を一体的かつ重層的に整備するものとされていることから、これに適合しないと考えられる市町村については、重層的支援体制整備事業交付金の対象とはならない場合があることにも留意すること。
- 重層的支援体制整備事業の事業評価については、地域共生社会の在り方検討会議の議論等を踏まえて提示することを検討しているが、各市町村においては、まず自ら掲げた事業の成果目標や成果指標をもとに、PDCAサイクルを徹底することにより、不断の見直しに努めること。

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による後方支援の強化

- 都道府県による包括的な支援体制の整備に係る支援は、社会福祉法第6条第3項に基づき、実施が義務づけられていること、「地域共生社会の在り方検討会議」において、包括的な支援体制の整備に係る都道府県の役割の見直しについても論点になっていること等を踏まえ、以下を実施する。

1. 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業（旧：重層的支援体制整備に向けた都道府県後方支援事業）の適切な運用

- 都道府県においても、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化しているところや、重層的支援体制整備事業の目的はワンストップ窓口を開設することにあると認識しているところがあり、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題等を把握することなく、重層的支援体制整備事業の実施のみ・ワンストップ窓口の設置のみを勧めている場合がある。
- このため、令和7年度の同事業に係る補助金の交付申請にあたっては、以下を徹底することとする。
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施の有無に関わらず、**管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題を把握すること**
 - ・ 補助金の交付を希望する取組について、**包括的な支援体制の整備という目的に照らし、現状の課題把握・分析を行った上で、解決策を選択できるようになるための内容とすること**
 - ・ 管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題に照らして、内容を決定すること

2. 都道府県による後方支援の強化

- 社会福祉法に定める地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備の関係などについて、更なる理解を深めた上で、市町村への支援を行うことができるよう、都道府県においても「包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修」を積極的に受講するよう求める。
- 都道府県が行う包括的な支援体制の整備に係る研修等に、地域共生社会推進室の職員を派遣し、地域共生社会の概念や包括的な支援体制の整備との関係性や、包括的な支援体制の整備プロセス等を説明する「都道府県キャラバン」を実施する。
(年度当初に申込受付予定。)

包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修の実施

- 包括的な支援体制の整備を促進するため、「市町村全域に目を向け、包括的な支援体制の整備及び地域共生社会の実現のために、地域住民を含めた関係者ととも包括的な支援体制の整備方針等を検討した上で、これに向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を行うことができる人材及びそういった人材を育成できる人材」の育成を目指し、**市町村の管理職向け研修及び都道府県向け研修を実施**する。

	市町村の管理職向け研修	都道府県向け研修																				
研修目的	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性を理解し、包括的な支援体制の整備手法、地域住民を含めた関係者ととも包括的な支援体制の整備指針を検討した上で、包括的な支援体制の整備に向けて、関係者がそれぞれの業務や活動等を行いやすくするための支援や組織変革を市町村が行う重要性を理解し、それらを踏まえて自らの市町村にて、必要な対応を行うことができるようにする。	○ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備の関係性や包括的な支援体制の整備手法、目的に照らして手段たる施策を形成することの重要性への理解を深め、管内市町村の支援ニーズを踏まえた支援策を講じることができるようにする。																				
研修開催時期	令和7年9月～令和8年1月	令和7年9月～令和8年1月																				
開催回数	6回（いずれも同一内容とする。）	2回（いずれも同一内容とする。）																				
開催方法	オンライン	オンライン																				
1回あたり募集人数	50名程度	15名程度																				
カリキュラムイメージ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修内容</th> <th>研修時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解</td> <td>45分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介</td> <td>60分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性</td> <td>60分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク</td> <td>60分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 修了確認レポート作成</td> <td>15分程度</td> </tr> </tbody> </table>	研修内容	研修時間	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解	45分程度	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	60分程度	・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性	60分程度	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度	・ 修了確認レポート作成	15分程度	<table border="1"> <thead> <tr> <th>研修内容</th> <th>研修時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介</td> <td>75分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性</td> <td>45分程度</td> </tr> <tr> <td>・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク</td> <td>60分程度</td> </tr> </tbody> </table>	研修内容	研修時間	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	75分程度	・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性	45分程度	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度
	研修内容	研修時間																				
	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備に係る制度的理解	45分程度																				
	・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	60分程度																				
	・ 市町村庁内での政策立案、組織マネジメントの重要性	60分程度																				
	・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度																				
・ 修了確認レポート作成	15分程度																					
研修内容	研修時間																					
・ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備にあたって市町村が行うべき対応の詳細、対応事例の紹介	75分程度																					
・ 都道府県による、包括的な支援体制の整備に係る市町村支援の重要性	45分程度																					
・ 研修受講生同士の意見交換・グループワーク	60分程度																					

地域共生社会の在り方検討会議 概要

① 設置の趣旨

- 地域共生社会の実現に向けた取組については、平成29年の社会福祉法改正により、市町村による包括的な支援体制の整備について努力義務規定が盛り込まれるとともに、令和2年の同法改正により、重層的支援体制整備事業が新設されたところ。
- 令和2年の改正法附則第2条において、施行後5年を目途として施行状況について検討を加えることとされており、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開について、また、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応や、総合的な権利擁護支援策の充実等について、検討することを目的として開催する。

② 主な検討事項

1. 「地域共生社会」の実現に向けた方策（地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性）
2. 地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実

③ 構成員

朝比奈 ミカ	市川市よりそい支援事業がじゅまる+（多機関協働等） 市川市生活サポートセンターそら 総合センター長	上山 泰	新潟大学法学部法学科教授
尼野 千絵	特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝 地域ささえあい推進室コーディネーター	菊池 馨実	早稲田大学理事・法学学術院教授
石田 路子	特定非営利活動法人高齢社会をよくする女性の会 副理事長	栗田 将行	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 地域福祉部事業開発課長
伊藤 徳馬	茅ヶ崎市こども育成部こども育成相談課こどもセンター 課長補佐	田中 明美	生駒市特命監
奥田 知志	特定非営利活動法人抱樸 理事長	中野 篤子	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 事務局長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科教授
加藤 恵	社会福祉法人半田市社会福祉協議会 半田市障がい者相談支援センター センター長	原田 正樹	日本福祉大学学長
鍋木 奈津子	上智大学総合人間科学部社会福祉学科准教授	松田 妙子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事 特定非営利活動法人せたがや子育てネット代表
		(座長) 宮本 太郎	中央大学法学部教授

④ 今後のスケジュール（予定）

令和6年6月27日：第1回、7月29日：第2回、8月21日：第3回、9月30日：第4回、10月29日：第5回、11月26日：第6回、12月26日：第7回
令和7年1月31日：第8回、3月27日：第9回、5月20日：第10回（中間取りまとめ）（以降、関係審議会で議論）

「地域共生社会の在り方検討会議」における主な論点

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

- (1) 地域共生社会の理念・概念の再整理
- (2) 包括的な支援体制の整備・重層事業の今後の在り方
 - ① 包括的な支援体制の整備と重層事業の関係性
 - ② 包括的な支援体制の整備を推進するための方策（市町村への支援の在り方・都道府県の役割・地域づくり・小規模市町村等の対応）
 - ③ 包括的な支援体制の整備や重層事業実施に向けたプロセス
 - ④ 包括的な支援体制の整備や重層事業の実施状況の検証・見直し（PDCA）
 - ⑤ 包括的な支援体制の整備・重層事業の目標・評価設定
 - ⑥ 多機関協働事業の役割・機能
 - ⑦ 若者支援
- (3) 福祉以外分野との連携・協働の今後の在り方

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- (1) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する相談窓口の在り方
- (2) 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に対する支援策の在り方
- (3) 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制（関係機関とのネットワーク構築等）の在り方

3. 成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実の方向性

- (1) 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- (2) 「中核機関」に求められる新たな役割及びその位置づけ

4. その他

- (1) 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等の在り方
- (2) 災害時の被災者支援との連携の在り方

「地域共生社会の在り方検討会議」の開催状況（第1回～第9回）

各回テーマに沿って、自治体や有識者等からヒアリング等を実施。

■ 第1回（6/27） テーマ：地域共生社会の実現に向けた取組と課題について

■ 第2回（7/29） テーマ：地域共生社会の実現に向けた取組について（包括的な支援体制の整備の現状と今後の在り方について）

ヒアリング：福井県坂井市（重層事業実施自治体）、岐阜県飛騨市（重層事業未実施自治体）、奈良県（市町村への後方支援）

■ 第3回（8/21） テーマ：成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

ヒアリング：法制審議会民法（成年後見等関係）山野目部会長、福岡県大川市（モデル事業実施自治体）、
特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター（中核機関）、最高裁判所

■ 第4回（9/30） テーマ：福祉分野以外の分野との連携・協働による地域共生社会の実現について

ヒアリング：総務省、環境省、消費者庁、大阪府阪南市、日本生活協同組合連合会

その他資料提供：内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、内閣府孤独・孤独孤立対策推進室、文部科学省、厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働者協同組合業務室、農林水産省、国土交通省、中小企業庁

■ 第5回（10/29） テーマ：地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

ヒアリング：株式会社日本総合研究所（総論）、愛知県岡崎市（モデル事業実施自治体）、
福岡市社会福祉協議会（モデル事業実施自治体等）、NPO法人やどかりプラス（地域のネットワークづくり）

■ 第6回（11/26） テーマ：包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業の課題と今後の方向性について

■ 第7回（12/26） テーマ：①社会福祉法人・社会福祉連携推進法人、②災害時の被災者支援との連携

ヒアリング：①社会福祉法人堺暁福祉会（地域での公益的取組）、社会福祉連携推進法人共創福祉ひだ（連携の取組）
②特定非営利活動法人YNF、一般社団法人PSC、新潟大学危機管理本部／危機管理センター（被災者支援）

■ 第8回（1/31） テーマ：①若者支援の取組、②地域包括ケアにおける地域づくり、住民主体の地域づくり

ヒアリング：①認定特定非営利活動法人スチューデント・サポート・フェイス、こども家庭庁（若者支援）
②老健局（地域包括ケア）、滋賀県甲賀市（住民主体の地域づくり）

■ 第9回（3/27） テーマ：これまでの議論を踏まえた論点整理（案）について

- ◆ 人口減少・単身世帯の増加等の社会構造の変化や令和2年の社会福祉法改正の検討規定等を踏まえ、令和6年6月から10回にわたる議論を経て、2040年に向けて地域共生社会の深化を図るための提言をとりまとめた。
- ◆ 本中間とりまとめを踏まえ、2040年に向けて、全ての市町村で、福祉分野を超えた連携や地域との協働が進み、包括的な支援体制の整備を通じた地域共生社会の実現が図られることを強く祈念する。

1. 地域共生社会の更なる展開

- ① 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化
 - i. 地域住民等・行政の責務等の規定の再整理
 - ii. 意思決定支援の配慮の法令上明確化
 - iii. 他分野・地域住民等との連携・協働の強化
 - iv. 地方創生等政府方針との連動
- ② 包括的な支援体制の整備に向けた対応
 - i. 支援会議や財政的支援等の対象を拡大※1
 - ※1 重層的支援体制整備事業の実施市町村以外にも支援を実施
 - ii. 生活困窮者自立支援制度を中心とした既存制度の活用推進
 - iii. 過疎地域等において既存制度の機能集約を可能とする特例を創設
 - iv. 都道府県の包括的な支援体制の整備に係る役割の明確化
 - v. 重層事業の質の向上に向けた機能・取組評価に応じた支援への見直し等
- ③ 包括的な支援体制の中でのこども・若者支援の強化

2. 身寄りのない高齢者等への対応

- ① 身寄りのない高齢者等の相談支援機能の強化
- ② 日常生活支援※2、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業を新設
 - ※2 日常的な金銭管理や福祉サービス等利用の支援
- ③ 身寄りのない高齢者等を支えるネットワーク構築

4. 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の在り方

- ① 社会福祉法人の地域における公益的な取組や連携・協働の推進
- ② 社会福祉連携推進法人制度の活用促進

3. 成年後見制度の見直しへの対応

- ① 判断能力が不十分な方の地域生活を支える事業を新設【2. ②の事業の再掲】
- ② 権利擁護支援推進センター（権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートや家裁からの意見照会に対応）を法定化

5. 社会福祉における災害への対応

- ① 包括的な支援体制の整備に当たっての防災分野との連携、平時からの関係者との連携体制の構築
- ② DWAT（災害派遣福祉チーム）の平時からの体制づくり・研修等の実施

地域共生社会の在り方検討会議 中間とりまとめ（抜粋）

1. 地域共生社会の更なる展開に向けた対応

(2) 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業の今後の在り方

① 包括的な支援体制の整備・重層的支援体制整備事業

【検討会議での意見等】

- 包括的な支援体制の整備については、自治体へのヒアリングにおいては（略）、
 - ・ 都道府県が所管する保健所、児童相談所、子ども・若者総合相談支援センター、精神保健などの連携を進めてほしい。との意見があった。

【対応の方向性】

(iii) 都道府県における包括的な支援体制の整備

- 都道府県における包括的な支援体制の整備に係る責務を再確認するとともに、精神保健や児童虐待、難病等の相談支援の実施主体として市町村の包括的な支援体制の整備と連携する必要性を明確化する必要がある。

6. 終わりに

- 地域共生社会の実現に向けた取組はこれからが本番である。2040年に向け、社会構造が大きく変化していく中で、これまで社会において頼りとしてきた地縁・血縁・社縁といった繋がりはますます弱くなり、孤立化はさらに進んでいくことが想定される。こうした流れの中で、全国の地域とそこに住む人々の暮らしを守っていくためにも、人と人が支え合う、新たな繋がりを生み出すことの価値と意義を提唱し続け、そして、実行に移していく必要がある。その際、単に制度を作り、それを実行していただくだけでは、全ての人にとって包摂的な社会にはなり得ない。地域住民の主体性を基礎に、どのような地域にしたいかを自ら考え、今ある人や資源をつなぎあわせ、必要であれば新たに創り出す中で地域を創っていくことがこれからの社会には不可欠である。

地域共生社会を実現していくためには、福祉施策の範疇にとどまらず、地域と行政が一丸となり、政策のみならず、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げる次なるステージに進んでいかなければならない。そのためには、包括的支援の構築を地域に委ねるだけでなく、各府省庁・自治体の庁内連携の促進、庁内外における対話等を通じて協働・連携の輪を広げていくことが重要である。

ご静聴ありがとうございました。

参考資料



本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ①

× : よくある誤解 ○ : 本当は「こうだった」

×	重層的支援体制整備事業は、新しいものをゼロから作り上げる事業だ。
○	重層的支援体制整備事業は、これまで行ってきた事業では、対応できなかった課題を解決したり、これまで行ってきた事業をよりやりやすくするための事業だ。 ⇒ これまで行ってきた事業での蓄積は、すべて「財産」。なかったことにするのは「もったいない」。 ⇒ そもそも人口減少社会では、今ある資源／限られた人員で対応できるようにしないと、立ちゆかなくなる。
×	重層的支援体制整備事業は、全市町村で実施すべき事業だ。国もそう言っている。
○	もともとの目的である、「包括的な支援体制の整備」を行うための手段は様々。 国は「全市町村で実施すべき事業だ」とは言っていない。（社会福祉法上も実施は任意とされている。） ⇒ 必ずしも重層的支援体制整備事業による必要はない。 ⇒ これまで行ってきた事業で課題が生じていなければ／もっとこうしたいという思いがなければ、重層的支援体制整備事業に取り組む必要はない。（取り組んでも効果はない。）
×	重層的支援体制整備事業でなければ、実施できないことがある。
○	重層的支援体制整備事業でなければ実施できないことは、ないわけではないが「極めて少ない」。 ⇒ 地域ケア会議、生活支援コーディネーター、自立相談支援機関での相談受付、支援会議・・・ 包括的な支援体制の整備に資する手段は、これまでも実施されてきたはず。同じようなことを、看板だけ掛け替えてやっても意味はない。 もしそれがこれまでうまくいっていなかったのであれば、まずはそれをうまくいくようにする方が先決では？ ⇒ 重層的支援体制整備事業は「サブシステム」であって、「メインシステム」ではない。
×	重層的支援体制整備事業を実施すべきかは、福祉の関係者だけで考えればよいことだ。
○	たしかに統合される事業は福祉に関係する事業だが・・・ ⇒ そもそも包括的な支援体制の整備／地域共生社会の実現が目的。「このまちでどういう風に生きていきたいか」と連動する話であれば、主管課だけで、福祉の関係者だけで考えてよいわけがない。 ⇒ 事業実施如何以前に、「地域住民含め、全ての関係者とともに」まず包括的な支援体制をどのように整備するかを考えるべき。 ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけが支えているわけではない。 ⇒ 福祉の関係者以外も、「このまちでどういう風に生きていきたいか」を考え、各々取組を行っている。 例えば「地域づくり」は、地域住民なり、企業なり、いろいろな人が、いろいろな思いで、いろいろなことをやっている。 いかに「つながり」、一緒に考えられるようになるか。お互いwin-winの関係になれるか。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ ②

×	重層的支援体制整備事業は、社協に委託しているから大丈夫。
○	<p>事業如何以前に、包括的な支援体制の整備に係る努力義務は「市町村」に課されている。 まずは、市町村が先頭になって、全ての関係者とともに包括的な支援体制をどのように整備するかを検討すべき。 ⇒ 社協に「丸投げ」していて、市町村が自身の言葉で包括的な支援体制をどのように整備していくか語ることができなければ、努力義務を果たしたことにはならない。 Cf) 地域福祉計画の策定、重層的支援体制整備事業実施計画の策定・・・ 社協に限らず、シンクタンクに／有識者に、「丸投げ」していることはないか。 シンクタンクも有識者も、自分たちの地域での暮らしに責任を持っているわけではない。最後は「自分たちで」考える。</p>
×	重層的支援体制整備事業の「好事例」がほしい。
○	<p>重層的支援体制整備事業の「好事例」は「ない」。 ⇒ 目的も分からず、手段だけ真似しても効果はない。 ⇒ 他市町村の事例を知って、「うちには〇〇がないから、△△がないからできない」と思うのは当たり前。市町村ごとに状況は異なる。 大事なことは、「このまちに何があるか、誰がいるのか、自分たちのまちで何が必要なのか・何がしたいのか」</p>
×	複雑・複合なケースに対応するためには、ワンストップ窓口を作ればいい。
○	<p>本当にワンストップ窓口でなければ対応できないのか？ ⇒ これまでも、既存窓口では、対象者以外から相談があったら適切な窓口を案内していたはず。 高齢者とひきこもりの子の世帯があったら、地域包括支援センターは、ひきこもりの子のことを「見なかったことにした」ことはないのでは？ ⇒ 既存窓口間の連携が取れていれば、ワンストップ窓口でなくても対応できる。 ⇒ またそもそも、1つの窓口・1人の職員が、すべての制度を理解して、適切な案内ができるようにするのは極めて困難。 かって支援の質が低下したり、担当者が疲弊する。</p>
×	複雑・複合なケースは、多機関協働事業者にすべてまかせればいい。
○	<p>まずは、既存窓口で対応することが前提。 ⇒ 重層的支援体制整備事業は「体制整備事業」であって、「支援事業」ではない。複雑・複合なケースが解決されればそれで終わりではない。 人口減少社会の中、支援者側が減っても複雑・複合なケースにも対応できる「体制」を作っていくことが重要。 ⇒ 多機関協働事業者は、支援者間の調整をして、支援体制を作ることが仕事。 新たな「縦割り」を生み出したいわけでもない。基本的には支援対象者本人に直接接触しない。 = いずれは、多機関協働事業者に頼らずとも、既存窓口同士で対応できるようになることが理想。 = 多機関協働事業者につなぐべきケースは何なのかを関係者間で考え、ケースを減らしていくという意識が大切。</p>

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？

③

×	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、ひきこもりの人の家を訪問する事業だ。
○	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、単に訪問することを目的とする事業ではない。 ⇒ まず、既存の相談窓口等や地域住民等から、支援が届いていない人の情報を把握できる体制を作ることが重要。 そもそも、誰に支援が届いていないのか、事業者が単独で探すには相当の時間がかかるし、探し出せないことも。 ⇒ その上で、支援が届いていない人に、「継続的に」関わっていく。 手段はアウトリーチに限定されない。本人に会えなくても、本人の関係者からの情報収集からスタートしてもよい。「回数稼ぎ」のために訪問しても逆効果。
×	参加支援をするには、対象者のための「居場所」を「新しく」作らなければならない。
○	参加支援をするために、本当に「新しい」「居場所」が必要なのか。 ⇒ 新しくなくても、居場所でもなくとも、参加のための手法は何でもいい。 ⇒ 新しいものが必要だと考えてしまうのは、そもそも地域にどのようなつながり先があるかを知らないからでは？ (参加支援事業では、「来たるべき日」に備えて、日頃から地域の関係者との「顔つなぎ」も行うこととされている。)
×	参加支援「事業」は、すべての住民を対象とするものだ。
○	参加支援事業は、多機関協働事業による重層的支援会議で、同事業の利用が必要とされた人が利用できるものだ。 ⇒ 事業として実施できることは限られている。 同事業の利用が必要とされた人以外を支援対象にしたいならば、それは同事業による参加支援ではなく、任意で行われた参加支援。
×	「地域づくり」は何をしていいかわからないから、まずはイメージがつく「相談支援の包括化」を頑張ればよい。
○	支援策として提示できることが限られているのに、安心して相談を受け付けできるのか？ ⇒ 地域にどのような資源があるのか把握できていなければ、相談窓口が支援策として提示できるのは公的なサービスだけ。 ⇒ 公的なサービスの対象にならない相談者＝制度の狭間にいる相談者が現れたら？ 支援策が提示できない人の相談を窓口は受けたがるだろうか？ ＝ 相談支援の包括化よりも、地域づくりの方が大切。まずは地域にどのような活動が行われているか、どのような資源があるかを把握することからはじめよう。
×	地域づくり事業は、福祉の関係者が主体となって行わなければならないことだ。
○	「地域づくり」自体は、庁内だけで考えても、取り組んでいる部署はたくさんある。 ⇒ 例えば、企画部局は、長らく地域住民とともに地域のことを考えてきたはず。 やったことがないことに取り組むのは難しい。それならやったことがある人・得意な人に相談にいけばよいのでは？ ⇒ 人々の地域での暮らしは、福祉だけで成り立っているわけではないことを考えても、福祉の関係者だけで考えればよい・行動すればいいわけではない。 地域づくり事業の実施要綱で定めている範疇は狭いが、他の地域づくり施策等との接続を意識することは不可欠。

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？

④

×	重層的支援体制整備事業は多世代を対象とした事業なのだから、多世代を対象にした居場所を新しく作らないといけない。
○	<p>そもそも、地域住民は「多世代を対象にした居場所」を求めているのか。地域にはそういう居場所はないのか。</p> <p>⇒ 地域活動は、楽しくなければ参加しないし、続かない。役所の都合で「やらせよう」としてもうまくいくはずはない。作ろうとした居場所に、自分だったら行くだろうか。居場所を作れと役所に言われて、自分だったら作るだろうか、続けるだろうか。</p> <p>⇒ 今ある居場所も、多世代交流がしたければ自然とそうなるし、逆も然り。</p> <p>⇒ 居場所に限らず、全ての地域活動は、自発的で楽しいものであるべき。その活動の何を評価するか、評価の形として資金を投入するか否か、投入するならどの財源を用いるか、判断は市町村次第。</p>
×	重層的支援体制整備事業として実施したことに要する費用なら、重層的支援体制整備事業交付金の交付対象だ。
○	<p>「重層的支援体制整備事業として実施したこと」として認められる範囲は、実施要綱に定められていることに限定されており、その上で交付対象として認められる費用は、交付要綱に定められていることに限定されている。</p> <p>⇒ 当たり前だが、それぞれの取組が、「包括的な支援体制の整備」のために行われているものなのか、重層的支援体制整備事業実施要綱に定められているものなのか、きちんと整理しておくことが必要。</p> <p>⇒ 全ての取組は「いい」取組。ただ、そのことと、事業として認められるか、交付対象であるか（税金が投入されるか）は別問題。</p>
×	重層的支援体制整備事業は、一度関係者と話し合っていれば、開始後もずっとうまくいく。
○	<p>重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。</p> <p>⇒ 日々新たな課題が生じる／やりたいことが生じる、担当者が異動する中では、定期的な「調整」が重要。P D C A サイクルを活用し、事業により実施したことで目的は達成できているか、関係者間で「このまちでどういう風に生きていきたいか」が共有されているか、何度も確認して、必要な対応を行っていくべき。</p>
×	重層的支援体制整備事業は一度始めたら辞められないし、交付金はずっともらえる。
○	<p>重層的支援体制整備事業に限らず、すべての事業において、「ずっとうまくいく」ことはない。一定の期間（例えば地域福祉計画の期間）で体制を作り上げる必要。</p> <p>⇒ 実施する必要がなくなれば、辞めることもできる。</p> <p>⇒ 目的に応じて、必要な手段は何なのかを考えた結果、重層的支援体制整備事業ではないということであれば、もちろん辞めても問題はない。（辞めた市町村もある。）</p> <p>⇒ 「体制整備事業」という事業の趣旨を鑑みれば、国や都道府県の補助がいつまでも続くわけではなく、自走できる体制を作る必要。</p>

本当にそうかな？ 重層的支援体制整備事業 — 手段が目的化していませんか？ まとめ

大切だけれど忘れがちなこと

★ 「（国が示した）手段をやればうまくいく」はずはない。大切なのは「何のためにやるのか」。手段は目的に照らして「選ぶ」もの。

★ 「〇〇をやらなければならない」という人に対しては、まず「どうしてそう思ったのか」をたずねる。（何事も鵜呑みにしない。）

★ 思考を停止しない。決められたこと・書かれていることをこなすだけが仕事ではない。
今地域で何が起きていて、それに対して、行政として、何のため・誰のためにどういう手段でやるのか、常に考え続ける。

地域住民を含め、全ての関係者ととも、以下を行っていく。

- ★
- ① 自分たちの言葉で、自分たちが地域で生きていくにあたり、必要な「包括的な支援体制」とは何かを語れるようにする。
 - ② 体制整備に関連し、今誰が・誰と・誰に向けて・何をやっているのか、そこにある課題や現状認識をしっかり行う。
 - ③ これまで行ってきたことに加えて、+αでやらなければならないこと・やりたいことは何なのか、話し合う・実行する。
 - ④ 定期的に振り返り、やらなければならないこと・やりたいことを考え直して、実行する。



★ これらはすべて少し考えれば「当たり前」の話。
「役所の担当者」、「専門職」・・・
一度自身の肩書きからも、「事業をどうするか」からも離れ、「一住民としてどういう風に生きていきたいか」考えることが大切。

すべては「このまちでどういう風に生きていきたいか」。
そんな大事なことを国にすべて任せてもいいのか。自分たちで考えるべきことではないか。

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、包括的相談支援事業の各事業だけでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら支援を行うこととしている。その上で、受け止めた課題のうち、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものは、多機関協働事業につなぐことを規定している。

第五 重層的支援体制整備事業の実施に関する事項

一 重層的支援体制整備事業

2 各事業の内容

実施市町村においては、1の目的を達成するために、次のイからホまでに掲げる事業を一体のものとして実施することとする。その際、イからハまでの事業は相互に関連して地域住民やその世帯を支える機能として一体的に実施し、重層的なセーフティネットを構築した上で、当該セーフティネットを更に強化するものとして、ニ及びホの事業を実施することとする。

イ 包括的相談支援事業（法第百六条の四第二項第一号）
（略）

包括的相談支援事業において受け止めた地域生活課題のうち、(1)から(4)までの事業のうち一の事業のみでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行う。また、受け止めた地域生活課題のうち、複雑化・複合化しており、支援を進めるに当たって、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものについては、ホに掲げる多機関協働事業につなぎ、当該事業の調整によって、支援関係機関の連携による適切な支援体制の構築を図る。（略）

ロ 参加支援事業（法第百六条の四第二項第二号）

ハ 地域づくりに向けた事業（法第百六条の四第二項第三号）

ニ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第百六条の四第二項第四号）

ホ 多機関協働事業及び支援プランの策定事業（法第百六条の四第二項第五号及び第六号）

多機関協働事業は、複数の支援関係機関の相互の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業である。

まず、個別の支援においては、一の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題の整理を行い、支援関係間との議論を踏まえて、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定めることとなる。この役割分担の結果や支援の方向性を表した支援プラン(法第百六条の四第二項第六号)を策定し、支援関係機関間の意識の共有を図ることが求められる。

また、多機関協働事業は、当該役割分担による支援の進捗状況等を把握し、適切な助言や必要がある場合には当該役割分担の見直し等、実施市町村全体の支援関係機関のチームによる継続的な伴走型支援の実施を実現する。さらに、多機関協働事業は、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要である。

多機関協働事業の役割②（通知における記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」
（令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局
長ほか連名通知）より作成

- 重層的支援体制整備事業実施要綱においても、多機関協働事業は「複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役」であり、「重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める」ための事業であることが明示されている。

（1）目的

・ 本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、**単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役**を担い、**支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める**とともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援することを目的とする。

（3）事業内容

ア 多機関協働事業の基本的な役割

重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

また、本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、**事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業**である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。

イ 相談受付

複合化・複雑化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付けた上で必要な支援を行う。また、**支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など本事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例が多機関協働事業者につながった場合には、事例の紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元に事例を戻すこともあり得るが、この場合においても、多機関協働事業者と紹介元の支援関係機関等は連携した支援体制を整えておくこととする。**

ウ アセスメント

多機関協働事業者が本人やその世帯の状態を把握し、**支援方針等の検討を行うために必要な情報は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。**ただし、多機関協働事業者が直接、本人やその世帯から情報収集をした方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントを行うこととする。

カ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、**支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終了するものとする。**なお、多機関協働事業による支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の**主**担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保するものとする。

多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し

- 財務省の予算執行調査の結果や、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料において示した、多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果を踏まえ、下表のとおり交付基準額の見直しを行うこととする。
- なお、この交付基準額は、多機関協働事業等の実施状況や実施効果等にあわせ、次年度以降も必要に応じて見直しを行う予定。

(単位：千円)

市町村人口規模(※)	交付基準額	
	令和6年度まで	令和7年度から
1万人未満	25,300	15,000
1万人以上～3万人未満	28,000	18,000
3万人以上～5万人未満	31,000	21,000
5万人以上～10万人未満	33,800	25,000
10万人以上～20万人未満	42,000	30,000
20万人以上～30万人未満	50,500	35,000
30万人以上～40万人未満	56,000	40,000
40万人以上～50万人未満		50,000
50万人以上	61,800	55,000

(※) 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(※) このほか、重層的支援体制整備への移行準備事業の補助基準額についても、あわせて見直しを行う。

多機関協働事業等の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化

- 多機関協働事業等に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付に際し、社会福祉法第106条の4に定める重層的支援体制整備事業の考え方に沿った、適切な事業実施及び同事業実施要綱に定める趣旨の明確化を図ることとし、以下のとおり具体的な内容をお示しする。

1. 多機関協働事業

- **多機関協働事業**は、以下を目的とする事業であり、重層的支援体制整備事業の全体像を把握した上で、支援者を支援する機能や事業全体のマネジメントを行う司令塔の機能を担うものであることを踏まえ、**包括的な支援体制の整備主体である市町村が、その一部を外部に委託して実施する場合も含めて、責任を持って自ら実施することを原則**とする。
 - ・ 重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと
 - ・ 単独の支援機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行うこと
 - ・ これらを通じて、重層的支援体制整備事業に関わる者の連携の円滑化を進め、市町村における包括的な支援体制の整備を支援すること

2. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業／参加支援事業

- **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業**は、多機関協働事業に繋がったケースのうち、「複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人」「既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人」のためと、**これまで各市町村で実施してきた事業等では対応できない者を想定した「支援体制を整備」することを目的**としている。
- この目的に照らし、**以下の場合に該当する市町村に対しては、両事業に要する費用に対する重層的支援体制整備事業交付金の交付にあたり、査定を行う場合があることに留意されたい。**
 - ・ 「既存制度や事業（生活困窮者自立支援制度やひきこもり支援事業等）により対応できる者」を対象とした「支援」を行っている場合
 - ・ 参加支援事業において、重層的支援会議を経ずに同事業が利用できる体制となっている場合
 - ・ 参加支援事業における支援メニューを作成する際、地域のあらゆる社会資源を把握しその活用を検討しないまま、単に新たな「居場所づくり」を行っている場合
 - ・ その結果、これまで各市町村が実施してきた事業等に要する費用を両事業に要する費用へと移し替えたり、両事業の対象者として適当ではない者に要する費用が両事業に要する費用に含まれている場合

包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による後方支援の強化

- 都道府県による包括的な支援体制の整備に係る支援は、社会福祉法第6条第3項に基づき、実施が義務づけられていること、「地域共生社会の在り方検討会議」において、包括的な支援体制の整備に係る都道府県の役割の見直しについても論点になっていること等を踏まえ、以下を実施する。

1. 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県後方支援事業（旧：重層的支援体制整備に向けた都道府県後方支援事業）の適切な運用

- 都道府県においても、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化しているところや、重層的支援体制整備事業の目的はワンストップ窓口を開設することにあると認識しているところがあり、管内市町村の包括的な支援体制の整備に係る課題等を把握することなく、重層的支援体制整備事業の実施のみ・ワンストップ窓口の設置のみを勧めている場合がある。
- このため、令和7年度の同事業に係る補助金の交付申請にあたっては、以下を徹底することとする。
 - ・ 重層的支援体制整備事業の実施の有無に関わらず、**管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題を把握すること**
 - ・ 補助金の交付を希望する取組について、**包括的な支援体制の整備という目的に照らし、現状の課題把握・分析を行った上で、解決策を選択できるようになるための内容とすること**
 - ・ 管内市町村における包括的な支援体制の整備に係る課題に照らして、内容を決定すること

2. 都道府県による後方支援の強化

- 社会福祉法に定める地域共生社会の実現と包括的な支援体制の整備の関係などについて、更なる理解を深めた上で、市町村への支援を行うことができるよう、都道府県においても「包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修」を積極的に受講するよう求める。
- 都道府県が行う包括的な支援体制の整備に係る研修等に、地域共生社会推進室の職員を派遣し、地域共生社会の概念や包括的な支援体制の整備との関係性や、包括的な支援体制の整備プロセス等を説明する「都道府県キャラバン」を実施する。
(年度当初に申込受付予定。)

多分野の連携・協働に関する現行の規定

- 第6条では福祉以外分野との連携・協働が規定されているが、包括的な支援体制の整備には特段の規定がない。
- 告示や通知においては、福祉以外の分野との連携・協働については、簡潔に記載されている。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」

（平成29年厚生労働省告示第355号）

第四 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

二 留意点

誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく生活できる地域をつくっていく視点が重要であり、そのためには、福祉分野と福祉以外の分野との協働を通じた、働く場や参加する場の創造に向けた取組が求められる。

また、支援関係機関等の協働による支援体制の整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用も有効であると考えられる。

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について

〔令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知〕

はじめに ○ 法第6条第2項に規定されているように、いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠であると考えられる。

多分野の連携・協働に関する地域福祉計画上の位置づけ

- 地域福祉計画に関し、社会福祉法第107条第1項第1号に規定する「福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として、通知において、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項を盛り込むべき旨が記載されている。

社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について

令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知

- 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項のうち、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として、「様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項」を明記。

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

1 市町村地域福祉計画 / 2 都道府県地域福祉支援計画

（1）市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 / （1）都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

多分野連携・協働の取組（連携通知対象施策一覧）

（令和6年9月30日時点）

- 福祉分野や福祉以外分野との連携・協働を図るため、関係省庁等と連名で通知を发出。
- 市町村におけるそれぞれの所管部署間の相互理解の促進を図ることや、連携が考えられる施策、重層的支援体制整備事業の各事業における連携の具体例等を示し、連携の促進を図っている。

【令和3年3月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和3年3月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等

【令和3年4月1日付け】

- ・ 地域若者サポートステーション事業

【令和3年10月1日付け】

- ・ 消費者安全確保地域協議会制度（消費者庁）
- ・ 地域力創造施策（総務省）

【令和3年12月1日付け】

- ・ 地方創生施策（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室）

【令和4年3月1日付け】

- ・ 農林水産施策（農林水産省農村振興局）

【令和4年6月30日付け】

- ・ 地域循環共生圏（環境省）

【令和6年6月24日付け】

- ・ 孤独・孤立対策（内閣府孤独・孤立対策推進室）

【令和6年7月18日付け】

- ・ 犯罪被害者等施策（警察庁）